

工事名

工事請負契約書

学校法人立命館

受注者名

工事請負契約書

発注者 学校法人立命館

受注者 受注者名

発注者および受注者は次の条項に基づき、見積書および設計図書に従い、工事請負契約を締結する。

1. 工 事 名 : []
2. 工 事 場 所 : 住所
学校名・施設名等
3. 工 期 : 着手日 20 年 月 日 完了日 20 年 月 日
4. 引 渡 日 : 20 年 月 日
5. 契 約 金 額 : 金 X,XXX,XXX 円也 (消費税 XX,XXX 円含む)
6. 請負代金の支払 : 発注者は受注者に対して次のとおり請負代金を支払う。
【イ】または【ロ】のいずれかを選択、一方を削除。
【イ】工事完了検査合格后、契約の目的物の引渡しを受けた日の直近の月末締切りで、翌月の末日までに受注者指定の金融機関口座に振り込む。
【ロ】別紙〇〇書に記載のとおり、出来高に応じて支払う。
工事完了検査合格后、契約の目的物の引渡しを受けた日の直近の月末締切りで、翌月の末日までに受注者指定の金融機関口座に振り込む。
7. 構 成 員 : 共同企業体の場合のみ記載。共同企業体でない場合は項目 (行) ごと削除。
受注者の構成員は〇〇および□□とし、代表者を〇〇とする。各構成員は本建設工事の請負契約の履行に関し互いに協力し信義誠実の原則に基づき誠実にその任務を遂行し、連帯して責任を負う。
8. 契 約 条 件 : 本契約書に添付の民間 (七会) 連合協定工事請負契約約款 (以下「約款」という。) を適用する。ただし、各条項における「監理者」は「発注者」と読み替え、監理者の役割は発注者が兼ねるものとする。また、次の各条項については、次に示すとおりに変更して適用する。
なお、本契約書および約款における「書面」には、電子メール等の電磁的方法も含む。
① 第 1 条 (3) は、適用しない。
② 第 6 条 (1) を次のとおり変更する。
「発注者および受注者は、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。」
③ 第 6 条 (2) を次のとおり変更する。
「発注者および受注者は、契約の目的物ならびに検査済の工事材料および建築設備の機器 (いずれも製造工場などにある製品を含む。以下同じ。) を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。」
④ 第 7 条のただし書きは適用しない。
⑤ 第 8 条は適用しない。
⑥ 第 9 条 (2)、(3) および (4) は、適用しない。
⑦ 第 10 条 (4) は適用しない。
⑧ 第 13 条 (4) を次のとおり変更する。
「工事材料および建築設備の機器の品質については、設計図書に定めるところ

による。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、発注者の指示によるものとする。」

- ⑨ 第 26 条は適用しない。
- ⑩ 第 27 条 (1) のただし書きは、適用しない。
- ⑪ 第 27 条 (2) を次の通り変更する。

「本条 (1) 本文の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。」

- ⑫ 第 27 条の 2 (1) を次のとおり変更する。

「発注者は、引き渡されたこの契約の目的物に関し、完成引渡し又は第 25 条の引渡しを受けた日から 2 年以内に受注者に対して契約不適合がある旨通知しなければ、契約不適合を理由とした第 27 条に定める履行の追完の請求、代金の減額の請求、第 30 条 (1) に定める損害賠償の請求又は第 31 条の 2 (1) もしくは第 31 条の 3 (1) に定める契約の解除 (以下「請求等」という。) をすることができない。」

- ⑬ 第 27 条の 2 (2)、(3) および (4) は、適用しない。
- ⑭ 第 27 条の 2 (5) を次のとおり変更する。

「発注者は、本条 (1) に規定する通知を行ったときは、当該通知の対象である契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、請求等を行うことができる。」

- ⑮ 第 27 条の 2 (6) を次のとおり変更する。

「本条 (1) 及び (5) の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合の責任については民法の定めるところによる。」

- ⑯ 第 27 条の 2 (8) は、適用しない。
- ⑰ 第 33 条に (7) を次のとおり追加する。

「発注者および受注者は、第 31 条の 3 (1) 1 または第 32 条の 3 (1) e にもとづき、本契約を解除した場合、解除された当事者に損害が生じてもこれを賠償する責任を負わない。解除された当事者は、かかる解除により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。」

9. 専属的合意管轄裁判所： 約款第 34 条 (3) の規定により、裁判所に訴えを提起する場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を京都地方裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者が記名押印して各自 1 通を保有する。

20 年 月 日

発注者 京都市中京区西ノ京東梅尾町 8 番地
学校法人立命館
理事長 森島 朋三

受注者